ジェンダー・センシティブな視点からみたルワンダ・ガチャチャ裁判

Gacaca Courts in Rwanda Observed from the Gender Sensitive Perspective

人間文化創成科学研究科 ジェンダー社会科学専攻 M2 中村千鶴

1. 要約

(和文)

東アフリカに位置し、「千の丘の国」と呼ばれるルワンダ共和国は 1994 年に悲劇的なジェノサイドを経験した。新政権はコミュニティ・レベルの民衆司法である「ガチャチャ裁判」を法制度化によって導入し、国民に参加を義務づけた。コミュニティに着目したガチャチャ裁判は、世界的に見ても移行期正義の手法としては唯一無二の取り組みであるが、ジェンダー・センシティブな先行研究は少ない。本調査の目的は、ガチャチャ裁判の実行過程を、特にジェンダーの視点から把握・考察することである。調査地域は首都キガリと南部州フエ県である。

ジェノサイド直後、ルワンダ政府はジェンダーに基づく暴力(Gender-Based Violence: GBV)を極めて深刻なジェノサイド罪として認めた。よって GBV は、ルワンダ国際刑事裁判所(International Criminal Tribunal for Rwanda: ICTR)および国内裁判所の管轄とされたが、2008年の法改正によって、ガチャチャ裁判で扱われることになった。

本調査では、以下の2点を検討した。GBV ケースはガチャチャ裁判でどのような形式で審理され、そのメリットとデメリットは何だったのか。また、ガチャチャ裁判は女性たちにどのような影響をもたらしたのか。調査を進める中で、2つの注目すべき点が見られた。第1に、ジェノサイド後、女性たちが証言者や判事として、多様な形でガチャチャ裁判へ参加していたことだ。第2に、ガチャチャ裁判において、GBV ケースが例外的に非公開形式で審理されていたことである。

考察では、GBV ケースの審理における非公開形式の採用は、裁判の迅速化を可能にしたが、被害者がコミュニティで被害を公表することの困難は払拭されなかったと結論づけた。また、ガチャチャ裁判に参加することで女性たちは社会における新たな機会を獲得したが、それとルワンダにおけるジェンダー主流化との因果関係については、さらなる調査を要する。

(英文)

The Republic of Rwanda, "Country of thousands of hills" located in East Africa, experienced a tragic genocide in 1994. After that, the new political power introduced "Gacaca courts", a community-based people's justice system. The system was established as a part of judicial system, therefore, all of Rwandan citizens must fulfill their duties to participate in it.

It is said that this unique *Gacaca courts* system was one of the methods of transitional justice. However, there are only a few gender sensitive studies of *Gacaca courts*. This study aims to understand and analyze *Gacaca courts* from the gender sensitive perspective. My data are based

on fieldwork conducted in Kigali and Huye, the two main cities of Rwanda.

The following questions are examined. How were gender based violence (GBV) cases handled in community-based *Gacaca courts* and what were the advantages or disadvantages of it? How did *Gacaca courts* affect women?

After the genocide, the Rwandan government regarded GBV as a severe genocidal crime. Accordingly, GBV cases were within the jurisdiction of International Criminal Tribunal for Rwanda (ICTR) and Rwandan ordinary courts. However, due to the revision of the law, GBV cases became to be handled in *Gacaca courts* in 2008.

Two remarkable points were found. First, women played various roles such as witnesses and judges in *Gacaca courts*. Second, for GBV cases *Gacaca courts* adopted closed sessions hence altering its popular character.

This study concludes that the use of closed sessions made possible speedy trials, however, it did not help resolving victims' fear of stigma. Although participating *Gacaca courts* promoted women's new roles in the society, further study is necessary to confirm the relationship between *Gacaca courts* and gender mainstreaming in Rwanda.

2. 現地調査期間:2014年8月6日~8月28日

3. 調査背景

ルワンダは今年4月、1994年の「トゥチ民族に対するジェノサイド」から20年の節目を迎えたが、過去の大規模な人権侵害についていかに「正義」を追及するべきかという「移行期正義」(Transitional Justice)の課題に直面している。2005年から2011年の間には、ルワンダ全土で司法制度化された、コミュニティ・レベルでの「ガチャチャ裁判」(Gacaca Courts)が行われた。その目的は、①虐殺時に何が起こったのか、真相を究明すること、②虐殺や人権侵害の罪を迅速に裁くこと、③不処罰文化と闘うこと、④国民統合と和解に貢献すること、⑤ルワンダ人が自分たちの問題を解決する能力を(国際社会に)証明することであった(National Service of Gacaca Courts 2012)。

先行研究ではガチャチャ裁判が移行期正義のひとつの手法と捉えられ、様々な批判的議論がなされているが、ジェンダー・センシティブな議論は依然として少ない。ルワンダのジェノサイドでは旧ユーゴスラヴィアの民族浄化と同様に、GBV が特定の集団を破壊するための武器として大規模かつ戦略的に用いられた。

そのため、GBV は、ジェノサイド罪の中でも深刻なケースとして ICTR および国内裁判 所の管轄とされたが、2008 年の法改正によって、ガチャチャ裁判で取り扱われることに なった。

一般的に被害者の心情やプライヴァシー保護の観点から厳密な非公開空間で審理されるべきケースが、コミュニティ・レベルで実行されるのに伴い、さまざまな困難が生じたと思われる。ガチャチャ裁判における GBV ケースについて、当時の状況を整理する必要がある。

4. 調查目的

本調査は、「ガチャチャ裁判」の実行過程を、特にジェンダーの視点から把握・考察することを目的とする。ジェンダーの視点とは、ルワンダ・ジェノサイドのサバイバーである女性および GBV に着目することである。ルワンダ・ジェノサイドの特徴の1つといえる GBV のケースがガチャチャ裁判でどのように審理されたのか。また、ガチャチャ裁判の実施は女性たちにどのような影響を与えたのか。ルワンダを訪れ、聴きとり調査や文献収集を行うことで、当時の状況と今日の社会状況を汲み取り、ジェンダー・センシティブな移行期正義および平和構築のあり方に関する議論を喚起したい。

5. 調査方法

聴きとり、文献収集およびルワンダ各地のジェノサイドメモリアルの訪問を行った。まず、ジェンダーの視点からみた移行期正義およびガチャチャ裁判について聴きとりが可能だと判断した政府機関、教育機関、NGO、研究者などを選定し、渡航前に訪問許可を得た。現地での紹介によって訪問の機会を得た研究者などを含め、ルワンダ人男性4人、ルワンダ人女性7人、日本人男性2人、日本人女性1人を対象に聴きとりを行った。

あらかじめ協力者の所属別に用意した質問票に沿って、半構造化インタビューを行い、 その時の状況によっては、構造化されていないインタビューを行った。調査場所は首都キ ガリ市と南部州フエ県である。また、ポスト・ガチャチャ裁判期である今日の状況を知る ために、関連文献や新聞記事、パンフレットなどの資料収集を行った。さらに、ガチャチャ裁判のアーカイブに関する最新動向を知る手がかりを得るために、6 つのジェノサイド メモリアルを訪問した。

6. 調査結果

(1) ガチャチャ裁判設立の背景と「強かん」の定義をめぐる議論

アドホックな国際刑事裁判所である ICTR は 1994 年に国連安保理の主導で設立された。この時期、ルワンダ政府内では GBV の問題が議論されていた。1995 年 11 月にルワンダ政府が主催したキガリ国際会議(Kigali International Conference)では、国内および国際社会の関係者がジェノサイドにかかる不処罰の根絶と説明責任について対話を行った。そこでは、ジェノサイドの中で強かんされた女性たちが、サバイバー集団の中でも特に強調して言及がなされた。そして、「強かん、殺人、他の深刻な犯罪は特に厳しく処罰するべきだ」という結論が出されたという(Kaitesi 2014)。

キガリ国際会議の数カ月後には、1990年10月1日から当時までにルワンダ国内で行われたジェノサイド罪と人道に対する罪を起訴する法律の草案が提出された。それは後に犯罪者のカテゴリー分けをする上でのたたき台となった。草案では、GBV が最も軽微な「財産に関する攻撃」の次に軽微な犯罪としてカテゴリー分けされていた。このことに多くの男性・女性国会議員は拒否反応を示したという。さらに、1人の女性議員が「強かん」は狭すぎる概念であると指摘した。想像を絶するほどの、様々な「性器官に対する拷問」が横行していたこと、GBV をふるわれた被害者の年齢や性別が一様ではなかったことも考慮された(Kaitesi 2014)。最終的に、「強かん」と「性器官に対する拷問」という文言が採用され、これらの犯罪はカテゴリー1に分類された。

このとき、「ジェノサイドの最中の『強かん』とは何を意味するのか?」という新たな 難題が浮上したといえるだろう。その後、ICTR の判決では国際法上で明確な定義のなか った強かんについて、「強制的な条件の下で人に対して行われる性的性質の物理的侵害」と 定義がなされている(ICTR 判決 1998)。

(2) ガチャチャ裁判とは

①概要

ルワンダでは 1994 年のジェノサイド後、移行期正義が 3 つのレベルで追及された。前述の ICTR、NGO やドナー国の司法制度支援を受けた国内裁判所、そしてルワンダ政府の発案とされているガチャチャ裁判である。ガチャチャ法と呼ばれる国内法の施行により、成人市民の全員参加が義務付けられた。2005 年から 2012 年まで、全土で約 200 万件もの審議が行われた。

ガチャチャ裁判は、地方行政区分ごとに成人市民が判事を選び、情報を収集し、罪状決定に関与する民衆司法だといえる。ルワンダ全土で約 17 万人が判事に選ばれたが、その資格は、法律家、NGO 職員、政治家、警察・軍関係者、聖職者以外の、21 歳以上のルワンダ人であった。上記の条件を満たす人物の中から、物質損害を除いたジェノサイド罪を犯していない、正直で信頼に足る高潔な人物、キニャルワンダ語で「イニャンガムガヨ」(Inyangamugayo)が判事になりうる。

ただし、ガチャチャ裁判は現政権の中核を占める元ルワンダ愛国戦線 (Rwandan Patriotic Front: RPF) メンバーが犯した人権侵害行為を裁くメカニズムを持たず、審理対象は旧ハビャリマナ政権 (1973~1994年) 側が行った犯罪に限定されていた。2008年の最後の法改正により、犯罪の第1カテゴリーがジェノサイドの指導、組織、扇動、GBV、第2カテゴリーは殺人と殺人に至らない身体攻撃、第3カテゴリーは物的な損害や略奪とされた。最終的にガチャチャ裁判は全てのカテゴリーを対象とし、最高刑は終身刑であった。罪状決定では、公益労働刑による大幅な減刑が適用されることが特徴といえる。

本調査では、ガチャチャ裁判の設立期を1995年から2004年、施行期を2005年から2011年、2012年6月の閉会から現在に至るまでをポスト・ガチャチャ裁判期と区分した。

②ガチャチャ裁判の一般的理解

今回の聴きとりによって、伝統的なガチャチャをアレンジした「ガチャチャ裁判」が、ルワンダの人々にとって理解しやすく、なじみやすいものと捉えられていることが分かった。年代や社会的立場を問わず、多くの人々がガチャチャのことを「伝統的な」、「ルワンダ独自の」紛争解決方法だと説明した。「ウルチャチャ」「アガチャチャ」「ウムチャチャ」など様々な呼び方でガチャチャは親しまれてきた。

ガチャチャとはキニャルワンダ語で「芝生」を意味する。それもただの芝生ではなく、「議論をするのに最適な場所」という意味合いであるようだ。ガチャチャと聞くと、木陰の芝生の上で人々が集って話し合う光景がイメージされるという。元来、ガチャチャとは地域共同体における、私的なもめ事を裁くシステムを指し、植民地期以降は公的な司法体系の補完組織として位置づけられてきた(武内 2008)。私的なもめ事とは、例えば家庭内の離婚、相続の問題や、近隣住民間の金銭をめぐるトラブルである。

しかし、ジェノサイド後のガチャチャ裁判は、コミュニティ・レベルで虐殺に関わった者を裁き、量刑を言い渡す刑事裁判である。よって、ジェノサイド以前の「ガチャチャ」とジェノサイド罪を裁く目的で行われた「ガチャチャ裁判」の内実は大きく異なる。

③ガチャチャ裁判設立期(1995年~2004年)

ジェノサイドの引き金となった大統領機撃墜から約 100 日後、1994 年 7 月 18 日に RPF がルワンダを制圧し、戦争終結宣言を行ったことで「トゥチ民族に対する大虐殺」は終息した。その後、新政権は刑務所にあふれかえっている虐殺に関わった者たちの処遇に頭を悩ませることになった。国内裁判所は汚職や抑圧の歴史を抱え、ジェノサイド後には弁護士や検事などの法律家が絶対的に不足している状況であった。当時、「国内裁判所で裁判を行った場合、100 年以上の時間を要する」と試算されたほどであった。

1995年、ビジムング政権は恩赦を検討するも、復讐行為を助長するという理由で廃案となった。しかし、この時期に政権内ではガチャチャ裁判の原型となるアイディアが生まれていたと推測される。1994年のジェノサイド終焉直後から政府主導で、研究者たちを交えた移行期正義のプロジェクトチームが発足されていたことがわかっている。

ここでは、ルワンダのジェノサイドの特異性に注目する必要があるだろう。例えば、1995年から 2000年まで南アフリカで行われた真実委員会は、移行期正義の代表的な先例としてよく知られる。シエラレオネ、東ティモール、ペルーなどが南アフリカ方式を応用する形で真実和解委員会を設立した(阿部 2008)。しかし、これらの真実(和解)委員会は8年から34年という長い期間に起こった人権侵害を調査対象としていた。

一方、ルワンダのジェノサイドでは、約 100 日間という短期間に、覆面もしていない集団が同じコミュニティに暮らしてきた隣人たちを襲撃した。現政権に比較的近い立場にいる研究者と政府関係者は、「皆、何が起こったのかを目撃していたから、真実を追求する必要は無かった」と述べた。ルワンダ政府が必要としたのは真実委員会ではなく、「和解と処罰」であったといえる。

(3) ガチャチャ裁判と女性

①ジェノサイド未亡人への支援

ガチャチャ裁判の施行期に加害者として起訴・審理された者の男女比は 9 対 1 であり、ルワンダ・ジェノサイドで罪を犯した者の大部分が男性であったことがわかる (表 1)。ジェノサイド後、夫が殺害された女性や、夫が加害者として刑務所に入れられた女性に世帯の運営責任が課されることとなった。なかでも未亡人は夫の殺害の目撃者であり、また自身も GBV の被害者である場合が多かった。そこで、ジェノサイド未亡人や孤児に対する支援は急務であった。

ジェノサイド未亡人や孤児の支援に特化した現地 NGO として最も著名なのは Avega (Association des Veuves du Genocide Agahozo) という組織である。1995 年、50 人の未亡人たちが Avega を設立した。Avega はジェノサイドによって被害を受けた女性たちの声を代表し、ガチャチャ裁判の施行にも影響を与えてきたことでも知られている。ルワンダ国内に 5 ヶ所の活動拠点を持ち、今回の調査ではルワンダ第 2 の都市、南部州フエ県にある Avega South で聴きとりを行った。

Avega South はフェ県の 8 つの地区を活動地域とし、ンゴマセクター(セクターは人口数千~1万人規模の地方行政区分)の初等裁判所と同じ建物の中で隣接していた(写真 1, 2)。 ちなみに、キガリにある Avega 本部は、ジェノサイドの撲滅を掲げる政府組織 CNLG (National Commission For The Fight Against Genocide) に隣接する(写真 3)。これらの立地条件は偶然であるそうだが、NGO である Avega が、地方裁判所や政府組織と密に協働しうる環境にあることを示すだろう。

	ガチャチャ裁判で審理された容疑者の人数					
州	全体	男性	%	女性	%	
東	195,877	177,740	91	13,137	9	
南	480,286	431,154	90	49,132	10	
西	207,695	188,346	91	19,349	9	
北	56,480	51,984	92	4,496	8	
キガリ市	62,899	57,350	91	5,539	9	
合計	1,003,227	906,574	90	96,653	10	

表 1 男女別の容疑者人数 (National Service of Gacaca Courts 2012 を元に作成)



写真 1 Avega South 事務所



写真 2 ンゴマ初等裁判所 (左) と Avega South



写真 3 キガリ市、CNLG と Avega 本部(奥)

②女性のガチャチャ裁判への参加

先述したように、虐殺に関与してガチャチャ裁判で審理された者の大部分を男性が占めていたことは、女性がイニャンガムガヨとして判事に選出されるケースの増加をもたらした。また、多くの女性たちが夫や家族を殺された被害者として、ガチャチャ裁判で証言をすることを求められた。そこで Avega は活動の一環として、ジェノサイド未亡人たちがガチャチャ裁判に判事や証言者として参加することを支援してきた。活動地域のコミュニティに心理療法士を派遣し、女性たちの相談に乗りながら、心のケアをしたのである。Avegaを含む 17 の NGO をまとめる Ibuka も同様の活動に注力してきた。

判事になった場合、毎週1回の会議への参加が義務付けられる。用事があって会議に参加できないときは、事前に申告すれば欠席できるとはいえ、世帯運営を担い、子どもと両親の世話や家事で忙しい女性たちにとって、判事になることは容易でなかっただろう。判事に選出された場合、それを受諾するかどうかは個人の判断に任される。

また、特に被害者や目撃者としてガチャチャ裁判で証言する場合、外傷後ストレス障害 (Post traumatic stress disorder: PTSD) への対処が必要不可欠であった。証言者たちは、過去を思い出すことで不安、恐怖、不信感、悲しみ、憎悪、孤独感を抱くからである。ガチャチャ裁判が進行する中、裁判に参加する女性たちを心理療法士が精神的に支えた(Ibuka 2007)。

以上のように、判事や証言者としてガチャチャ裁判に参加することは、女性たちにとって体力的、精神的に重い負荷がかかった。それでも参加をした人々の動機はいかなるものだったのだろうか。あるルワンダ人女性は、「参加しなければ、加害者の証言のみが真実になってしまうから…それに、愛する家族が、どこでどのように殺されたのかを知るためじゃないかと思う」と語った。

③ガチャチャ裁判における GBV ケース

2008 年、ガチャチャ法が改正され、それまで ICTR および国内裁判所で裁かれていた「強かんや性器官に対する拷問を行った者と共犯者」がセクターレベルのガチャチャ裁判で審理されることになった (表 2)。その主な理由は、裁判の迅速化であったとされる。しかし、GBV ケースがガチャチャ裁判で扱われると、「自分の受けた GBV の被害の公表を決心した」女性の存在をコミュニティの住民たちが知ることとなる。 当時、Avega や Ibuka、ルワンダトラウマカウンセラー協会などがそれに反対する意思を表明したが、大々的なキャンペーンが行われることはなく法律は通過した(Human Rights Watch 2011)。

コミュニティ・レベルの民衆司法であるガチャチャ裁判だが、GBVのケースは例外的に非公開の空間で審理された。参加できるのは判事、被害者、加害者、トラウマカウンセラー、セキュリティーのためのガードマン、そして目撃者である。目撃者は証言を終えたらその場から去る(図 1)。

この非公開形式は被害者の心情やプライヴァシー保護の観点から導入されたが、多くの被害者が参加することに気が進まなかったと報告されている。なぜなら、同席する判事たちがコミュニティ内部の人々だからである(Human Rights Watch 2011)。

今回の調査では GBV ケースのガチャチャ裁判で証言をした被害者へのインタビューはできなかった。しかし、判事に選ばれた人々に対するトレーニングの指導を経験した女性

は、非公開形式は「被害者の尊厳を守るため」のものだったと語った。さらに彼女は、もし通常のガチャチャ裁判と同様の形式で GBV ケースが扱われた場合、コミュニティの隣人たちでいっぱいの空間は、被害者にとって、広すぎるのと同時に、狭すぎただろうと指摘した。したがって、次のように一定の評価をしている。「ガチャチャ裁判とガチャチャ裁判で GBV ケースを裁く方法について、国内外で賛否両論があることは知っている。しかし、これがルワンダの現実に対応した最善のやり方だった」。

カテゴリー	サブカテゴリー	罪	法廷		
1	1	ジェノサイド罪あるいは人道に反する罪を計画した者、また その首謀者。共犯者も含む。			
	2	国家、州レベルの行政機構、政党、軍、憲兵隊、宗教団体、 民兵組織のなかで指導的地位にあり、ジェノサイド罪あるい は人道に反する罪を犯すか、他人を促して罪を犯させた者。	- 国内または ICTR		
	3	ジェノサイド罪あるいは人道に反する罪の扇動、指示、または指導者的役割を担ったもの。共犯者も含む。			
	4	準州、コミューンレベルの行政機構、政党、軍、憲兵隊、民 兵組織のなかで指導的地位にあり、ジェノサイド罪あるいは 人道に反する罪を犯すか、他人を促して罪を犯させた者。			
	5	強かんや性器官に対する拷問を行った者。共犯者も含む。			
2	1	殺戮や過度に残酷な行為によってよく知られた殺人者。共犯 者も含む。			
	2	拷問を行った者。相手が死に至らない場合も、また共犯者も 含む。	セクター		
	3	死体に対して非人道的な行為を行った者。			
	4	殺人リストに対象者の名を載せるよう命令する、あるいは他 人にそれを促した者、または殺害に至る攻撃を行った者、共 犯者も含む。			
	5	殺人を意図して攻撃したが、被害者が死亡しなかった場合。 共犯者も含む。			
	6	殺害する意図なしに他者を攻撃するか、攻撃を助けた者。共 犯者も含む。			
3	財産に関する攻撃だけを犯した者。ただし、この基本法実施 時点で、被害者あるいは公的機関と和解が成立した者につい ては、同じ事実について起訴されることはない。		セル		

表 2 ガチャチャ裁判における、ジェノサイド罪およびその他の人道に反する罪のカテゴリー 分け (片山 2012 より引用、一部変更)

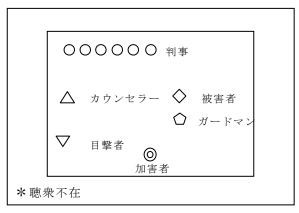


図 1 GBV ケース審理時の非公開空間内部 (聴きとりを基に著者作成)

④生活へのインパクト

ガチャチャ裁判で加害者として量刑を科された人々は、公益労働や賠償の義務を継続的に抱えることになった。そして被害者にとっても、ガチャチャ裁判を通して向き合った加害者との関係性は続く。ガチャチャ裁判は女性たちに、どのような影響をもたらしたのだろうか。

まず、判事として選ばれた人々は、ガチャチャ裁判に参加する前にトレーニングを受けることが義務付けられた(片山 2012, Kaitesi 2014)。ガチャチャ法を通読して理解し、責任を持って量刑を定める一連のプロセスは、多くの人々、特に女性たちにとって全く新しい経験だっただろう。

Avega のスタッフとして未亡人たちを支援してきた女性は、「ジェノサイドが起こったとき、女性は男性よりも精神的に弱かった。ジェノサイドが進行するにつれて、皆が正常心を失っていった」と当時の様子を表現した。さらに、先述の判事のトレーナーは、そのような経験をしたサバイバーの女性たちが判事になることは、「急に社会にさらされ」、「意思決定をする経験を得た」ことを意味したと説明した。そして、「ジェノサイド後のルワンダでは、ジェンダーイシューの状況が変化した」と考えているそうだ。それは、ジェノサイド以前と比べて、女性たちの家庭や社会における役割が変わったという意味である。

一方、女性の被害者にとって加害者との「和解」は「安全保障」の問題でもあったようだ。すなわち、一般的に被害者の心情としては、加害者と共生していくのは困難なことであったが、加害者との関わり方は各女性が置かれた状況によって変わってくる。例えば、加害者が被害者宅の家の修理などの作業への協力を申し出た場合、単身で高齢の女性被害者はそれを受け入れるという。反対に若かったり、家族と住んでいたりする女性は、加害者と和解する意思がなければ、申し出を拒否することができる。このように、ポスト紛争社会で生き延びなければならない女性たちの安全保障は年齢や環境によって大きく左右され、和解のあり方に影響すると思われる。

7. 考察

まず、ガチャチャ裁判において GBV ケースが非公開形式で審理されたことに関して、 その最大のメリットは、加害者処罰の迅速化であった。コミュニティ・レベルで審理を行 うことで、正義へのアクセスを望む被害者にとってはより早く加害者に裁きを与えられる 可能性が高まった。

しかし、GBV ケースの被害者にとって、コミュニティは広すぎると同時に狭すぎるというディレンマがあった。自分の暮らすコミュニティの住民大勢の面前で GBV の被害を公表することは極めて苦難であり、また、そうすることでプライヴァシーが露出され、最も近しい家族や住人たちから拒絶されるのではないかという恐怖や羞恥心があったからだ。そのディレンマは非公開形式になったからといって、たやすく解消されたわけではなかっただろう。コミュニティの中から選ばれ、非公開審理に立ち会った判事は往々にして被害者や加害者と顔見知りであった。よって、コミュニティ・レベルで GBV ケースを扱うことは依然として非常に困難なことであったと評価する。

次に、ガチャチャ裁判に参加をすることで生じた女性たちの生活へのインパクトについて考察する。インタビューから、判事としてガチャチャ裁判で働いた女性たちは、急に社会へ放り出され、意思決定をする立場に置かれた衝撃的な経験をしたことがわかった。ジェノサイドで多くの男性たちが犠牲になったことの消極的な結果とはいえ、女性判事たちは家庭内の運営責任だけではなく、社会で与えられた機会をもマネジメントする存在になったといえる。

けれども一方で、被害者の女性たちの安全保障は年齢や環境によって大きく左右され、「女性であること」が日々の生活に特有の影響を及ぼしている。さらに、ジェノサイド以前のルワンダ社会から続く女性の役割や内面化された役割意識が、紛争後の 20 年で劇的に変化するとは考えにくい。したがって、インタビューで述べられた「ジェンダーイシューの変化」はインタビュイーの属性であった都市部の若年女性、ホワイトカラー層の実感なのではないか。

昨今、ルワンダでは国会におけるジェンダー・クオータ制や女性の土地アクセス権強化など、政府の強いコミットメントによりジェンダー主流化が進んでいると評価されている。 しかし、その中で、様々な属性の女性たちのガチャチャ裁判への参加経験がいかに位置付けられるかという詳細な分析については、今後の課題としたい。

8. 今後の研究への展望

調査のために初めてルワンダを訪れたことは何にも代えがたい貴重な経験だった。現地で得たネットワークや資料を活かし、研究を進めていきたい。今後は、ガチャチャ裁判のGBV ケースにおける女性の加害者や男性の被害者という存在にも注目したい。さらに、ガチャチャ裁判に参加した経験が女性たちのエンパワメントに繋がったのか、同時期のルワンダにおける他のジェンダー政策やジェンダー指数の動向を学びながら考察を深めたいと思っている。

9. 参考文献

阿部利洋[2008]『真実委員会という選択――紛争後社会の再生のために』岩波書店。 片山夏紀[2012]「ジェノサイド後ルワンダにおける赦しと和解――ガチャチャ裁判を事例 として」東京大学大学院 総合文化研究科 修士学位論文。

武内進一編[2008]『戦争と平和の間――紛争勃発後のアフリカと国際社会』アジア経済研究所。

- Bornkamm, Christoph[2012], Rwanda's Gacaca Courts: Between Retribution and Reparation. Oxford: Oxford University Press.
- Clark, Phil[2010], The Gacaca Courts, Post-Genocide Justice and Reconciliation in Rwanda: Justice without Lawyers. Cambridge: Cambridge University Press.
- Human Rights Watch[2011], Justice Compromised: The Legacy of Rwanda's Community-Based Gacaca Courts.
- Ibuka, Kanyarwanda, DED/ZFD[2007], Gacaca and Trauma: Psychosocial guidance for trauma victims in Rwanda.
- Kaitesi, Usta[2014], Genocidal Gender and Sexual Violence: The legacy of the ICTR, Rwanda's ordinary courts and gacaca courts, Cambridge: Intersentia.
- National Service of Gacaca Courts[2012], Summary of the Report Presented at the Closing of Gacaca Courts Activities, Kigali:Republic of Rwanda.
- Prosecutor v. Akayesu, Judgement, Case No.: ICTR-96-4-T, 2 September 1998.